



猫との共生 もっと進めるために ここが改善ポイント！

飼い主のいない猫との共生を目指し、全国で自治体とボランティア・住民による地域猫活動が行われています。渋谷区でも多くの地域に共生の輪が広まってきましたが、なお数々の問題に直面しています。近隣に以下のような事例が見られたら、ぜひ一緒に啓発を行い、猫との共生を実現させていきましょう。

●動物愛護法、地域猫活動の認知を進めよう

動物愛護法が施行された2000年頃から、飼い主のいない街の猫との共生を目指して、全国に地域猫活動が広まりました。しかし、一般区民はもとより、集合住宅の管理会社や企業にはなかなか理解されていません。

このため、「飼い主のいない猫は駆除の対象」「えさをやってはいけない」などの誤った認識が多くみられます。

愛護法は猫を愛護動物とし、行政も「排除」ではなく「共生」を進めています。環境省は昨年、「住宅密集地における犬猫の適正飼養ガイドライン」で地域猫活動の指針を示しました。ぜひ、地域猫啓発の参考にしてください。

「動物の愛護及び管理に関する法律」(最終改正：平成23年)

第六章 罰則

第四十四条 愛護動物をみだりに殺し、又は傷つけた者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

2 愛護動物に対し、みだりに給餌又は給水をやめることにより衰弱させる等の虐待を行った者は、五十万円以下の罰金に処する。

3 愛護動物を遺棄した者は、五十万円以下の罰金に処する。

4 前三項において「愛護動物」とは、次の各号に掲げる動物をいう。

一 牛、馬、豚、めん羊、やぎ、犬、ねこ、いえうさぎ、鶏、いばと及びあひる

二 前号に掲げるものを除くほか、人が占有している動物で哺乳類、鳥類又は爬虫類に属するもの

●捨て猫・虐待は見逃さない

不景気のせいか捨て猫が増えています。しかし公園など猫がすみやすい場所には、すでに先住猫がテリトリーを守っており、新しい猫はなかなか生きてゆくことができません。

「だれかに世話してもらえるのでは」と期待して置き去りにするのですが、地域の人の中に新たなトラブルを生むことにもなります。決して飼い猫を捨てず、引き取り手を探す努力をしてください。



外には捨て猫の居場所はない・・・

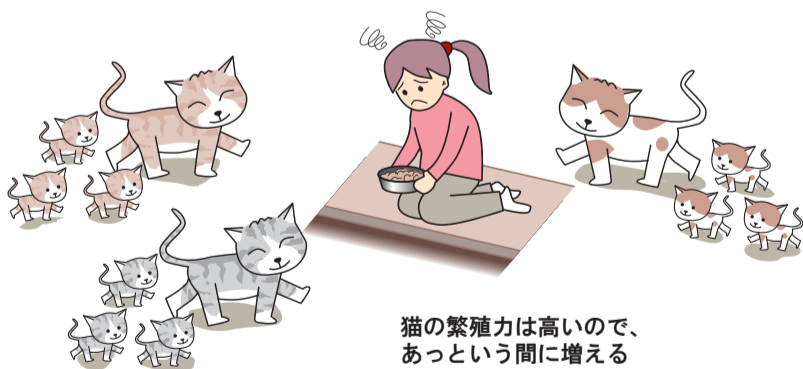
また、猫を傷つける事件も毎年のように報告されています。動物虐待はやがて深刻な犯罪にエスカレートするといわれていますので、早いうちに防止することが必要です。

捨て猫・虐待とも、愛護法の処罰の対象です。見かけたら保健所・警察へ通報し、地域の環境を守りましょう。

●猫の多い住宅街でもっと地域猫活動を

住民の理解により地域猫活動が浸透している地域がある半面、いまだ活動が手つかずで、猫が密集している地域があります。とくに、昔ながらの住宅街など猫がすみやすい場所で、数匹のノラ猫を1、2年世話していたら10匹以上に繁殖してしまったというケースがよく見られます。

猫を多く見かける地域、苦情の起きている地域は、早めの活動をおすすめします。



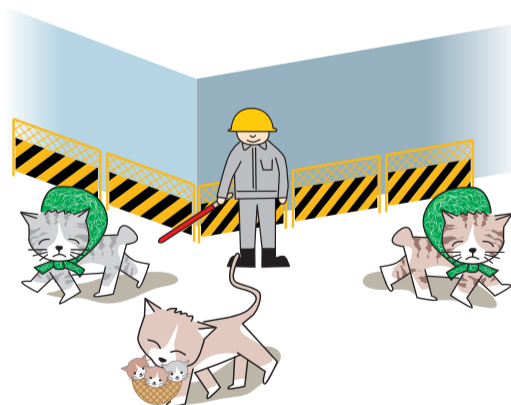
猫の繁殖力は高いので、あっという間に増える

●大規模開発の前に居住猫の不妊去勢を

駅周辺の再開発や団地の建て替えなどで、それまで広い場所に安住していた多数の猫が突然居場所を失い、周辺に移動してトラブルになるケースが毎年のようにみられます。

猫の移動によって猫社会の秩序も乱れますし、フン・尿などの苦情も多くなります。

広い敷地の場所で猫を世話している場合は、将来の開発にそなえ、早めに不妊去勢を行いましょう。



工事が始まると、猫は居場所を失い、大移動する

●無責任な放し飼いはやめよう

飼い猫、とくに去勢手術していないオス猫を放し飼いにするケースが多く見られます。こうした猫は近所にフン尿の迷惑をかけたり、外に子猫を増やす原因となっています。

自力で生きられない外の子猫は多くが自治体に收容され、東京都だけで年間約1700匹も殺処分されています。不幸な猫を増やさないう、飼い猫もきちんと不妊去勢を行いましょう。



●えさやりはマナーを守り堂々と

後始末をせず、えさをこっそり置きっぱなしにする人がいます。置きっぱなしだとその場所を汚し、不衛生です。また、えさをやりたい猫だけでなく、隣の地域の猫が食べにやってきましたりして、地域の秩序を乱すこととなります。

えさやりは地域に目の届く人が、堂々と、自分の世話する地域猫に規則正しく与えるのが基本です。

地域の方々も、適切なえさやりを理解し、ご協力をお願いします。

